

令和4年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

次 第

□開 会

1 開 会

2 市長あいさつ

佐倉市長 西田 三十五

3 委嘱状交付

□会 議

1 各団体の取組みについて

2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

3 その他

□閉 会

日時：令和4年7月28日（木）

10時00分～

場所：議会棟 全員協議会室

佐倉市青少年問題協議会委員 (任期：R2.7.5～R5.7.4)

敬称略

No.	選出区分	委員	備考
1	市長	西田 三十五	会長
②	教育長	圓城寺 一雄	副会長
③	副市長	石井 健司	
4	市教育委員会委員	関山 邦宏	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	佐藤 鈴子	佐倉市子ども支援部子ども家庭課長
6	市教育委員会の事務局の職員	松丸 晴久	佐倉市教育委員会教育部指導課長
⑦	警察関係職員	植竹 昌人	佐倉警察署長
⑧	家庭裁判所の職員	井上 敬子	千葉家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	木原 義春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	阿部 和子	佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長
11	保護司	石渡 康郎	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	岡本 一成	佐倉市社会福祉協議会事務局
13	小学校長	成田 公敏	佐倉市立佐倉東小学校長
⑭	中学校長	加藤 康男	佐倉市立佐倉東中学校長
⑮	高等学校長	佐藤 道広	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	木次 慎一	千葉県立佐倉東高等学校長
⑰	青少年相談員	喜澤 雄悟	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
⑱	識見を有する者	金井 要	印旛健康福祉センター長
⑲	〃	山口 裕司	成田公共職業安定所長
20	〃	藤 峯 秀秋	少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長
21	〃	片岡 正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	阿部 アオイ	元佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
23	〃	富永 三咲	佐倉市体育協会理事長
24	〃	溝渕 哲雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
⑳	〃	中山 貴正	佐倉市PTA連絡協議会 臼井中学校PTA会長
26	〃	新田 司	千葉敬愛短期大学教授
27	〃	梅田 美知子	佐倉市人権擁護委員

○数字の委員については、今回新規の委員

目次

1 各団体の取組み

□佐倉市こども支援部こども政策課	3ページ
□佐倉市こども支援部こども家庭課	6ページ
□佐倉市教育委員会教育部指導課	7ページ
□佐倉警察署	8ページ
□佐倉市社会教育委員	9ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	10ページ
□保護司会佐倉市分会	11ページ
□佐倉市社会福祉協議会	13ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	14ページ
□佐倉市立佐倉東中学校	15ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	16ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	17ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	18ページ
□印旛健康福祉センター	20ページ
□成田公共職業安定所	21ページ
□少年警察ボランティア協議会	26ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	27ページ
□佐倉市体育協会	28ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会	29ページ
□佐倉市PTA連絡協議会（臼井中学校）	30ページ
□千葉敬愛短期大学	別紙資料
□佐倉市人権擁護委員協議会	31ページ

2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

32ページ

3 その他

佐倉市の子育て支援

(令和4年7月1日現在)

1. 市の子育て支援施策

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法の規定による子育て支援に関する施策を実施する中で保育施設等を増やし、待機児童ゼロを目指します。

それと同時に、地域における子育て支援の拡充を図ります。

「教育・保育施設」

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

0～2歳を対象とした19人以下の保育施設 ※市で認可

2. 保育園等の入園状況

・ 保育園 32 園(公 7・私 25)、認定こども園 7 園、小規模保育事業等 5 施設 合計 44 園

・ 幼稚園 8 園 (私 5+公 3) *うち和田幼稚園は休園中

定員・入園数・待機児童数の推移(各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
保育園等 認可定員	2,446 (36 園)	2,565 (38 園)	2,694 (39 園)	2,853 (43 園)	2,919 (44 園)	2,919 (44 園)
4月新規申込者数	840	800	870	843	689	703
保育園入園数 (管外委託分は除) (管外委託分は含)	2,263	2,353	2,494	2,551	2,525	2,544
待機児童数	0	15	29	11	0	0
(参考) 幼稚園入園数	2,369	2,251	2,116	1,906	1,837	1,656
(参考:0歳~5歳) 就学前乳幼児数	7,351	7,246	6,975	6,613	6,198	5,870

・ 令和3年4月 (令和2年度中の整備による定員変更) 合計 66人

あい・あい保育園ユーカリが丘の定員変更 60人→70人 (保育定員 +10名)

森と自然の保育園のびのびハウスの定員変更 35人→49人 (保育定員 +14名)

モンテッソーリ光の子 保育部分 89人→90人 (保育定員 +1名)

かえで保育園さくら駅前 (JR佐倉駅北口側) 開園 (保育定員 +40名)

アンサンブル染井野キッズ (事業所内保育) (地域枠保育定員 +1名)

令和4年4月 (令和3年度中の整備及び定員変更) 合計 +-0人

青葉保育園 整備工事完了 定員 90人→93人 (保育定員 +3人)

生活クラブ風の村保育園佐倉東 定員 120人→110人 (保育定員 Δ10人)

陽の木さくら保育園 定員 63人→68人 (保育定員 +5人)

ユーカリデイリーキッズ (小規模) 廃止 18人→0人 (保育定員 Δ18人)

ウエストデイリーキッズ (保育園) 新設 0人→20人 (保育定員 +20人)

*R4.4.1 ユーカリハローキッズ分園設置 (0歳児クラス分離) 園数変更なし

3. 地域における子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）

①放課後児童健全育成事業

◆児童センター・老幼の館（児童センター3施設、老幼の館2施設）

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

◆学童保育所（公立33施設 私立3施設）

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

入所状況	入所者数	定員数
令和4年5月1日	1,662人	1,860人
令和3年5月1日（参考）	1,679人	1,860人

②子育て世代包括支援センター（市内5か所）（平成28年4月～）

（こども保育課、母子保健課、西部保健センター、南部保健センター、志津北部地域子育て世代包括支援センター＊H30.11.26開所）

母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。相談内容によって、適切な支援やサポートを紹介し、必要な機関につなげます。

また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。

③地域子育て支援拠点事業（市内19か所）

身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師が育児相談などを受けます。また、園庭解放や子育て中の親子の交流、子育て支援に関する情報提供等を実施し、地域に開かれた場を提供しています。

【公立】8施設

佐倉、馬渡、臼井、志津、根郷、北志津、南志津、子育て支援センター

【民間】11施設

にじいろ、生活クラブ、はくすい、吉見光の子、陽の木、さくら敬愛、えがおの森、ユーカリハロー、光の子、ユーカリベビー、ジュネス長岡

④ファミリーサポートセンター

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けがほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。平成27年度から産前産後の妊産婦の家事援助等を行う「産前産後支援事業」、平成30年度から「ひとり親等利用料助成事業」を実施しております。

【活動内容】

- ・ 保育園、幼稚園などの送迎
- ・ 産前産後の妊産婦の家事援助
- ・ 保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者の病気や急用時などの子どもの預かり など

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計（人）
R3 年度末	1,044	156	20	1,220
R2 年度末（参考）	1,023	150	21	1,194

* 利用の約 60%が、保育園や小学校、学童などの送り迎え。

⑤一時預かり事業（市内計 13 か所：一般型 11 か所、余裕活用型 2 か所）

日常生活上の突発的な事情や保護者の就労、育児疲れ等により、家庭での保育が断続的または一時的に困難となる場合に、保育園等でお子さまをお預かりします。

★令和 4 年度から制限緩和。利用しやすい方向に拡充

A 利用区分の整理（非定型・私的・緊急→定期・不定期）

B 利用可能日数の拡大（非定期：平均週 3、私的：月 3 日 緊急：15 日以内
→定期：週 3 日以内 不定期：月 15 日以内）

C 継続期間の拡大 6 ヶ月以内→最長 1 年間 他

⑥病児保育（市内 1 施設）

病気の回復期に至らないお子さん（当面の症状の急変が認められない場合に限る）を、専用の施設で一時的にお預かりします。

・イーグル（西志津：みやけクリニック）

平成 29 年 4 月開設

対象：生後 1 歳～小学校 6 年生まで

定員：3 名 利用日数：3 日

開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 13:00 まで）

⑦病後児保育（市内 2 施設）

病気からの回復期にあつて保育園や小学校などに通うことができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

・こあらキッズ（宮ノ台：みやのもりハローキッズ）

平成 24 年 12 月開設

対象：生後 6 か月～小学校 3 年生まで

定員：3 名 利用日数：5 日

開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 17:00 まで）

・トムの部屋（岩名：佐倉白翠園）平成 25 年 8 月開設

対象：生後 6 か月～小学校 3 年生まで

定員：3 名 利用日数：5 日

開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 17:00 まで）

佐倉市健康こども部こども家庭課（児童虐待について）

【令和3年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

令和2年度からの継続ケース	331件	（うち、虐待ケース214件、64.7%）
令和3年度 新規ケース	454件	（うち、虐待ケース335件、73.8%）
計	785件	（うち、虐待ケース549件、69.9%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（令和元年度～令和3年度）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	348件	316件	335件

②令和3年度虐待行為の件数・割合 ※児童の目で行われるDVも心理的虐待に含む

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	91	49	192	3	335
割合	27.2%	14.6%	57.3%	0.9%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、疾病や障害など保護者に起因する問題
- 夫婦関係、親子間のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 親族や近隣、支援機関等の社会資源との関係が維持できないなど孤立に起因する問題

【相談体制等】（R4.4.1 現在）

- ・家庭児童相談班9名 ○職員7名 班長（社会福祉士）1名、保健師1名、事務職員5名
- 家庭児童支援員（会計年度任用職員）2名
（社会福祉士：週4日勤務、幼稚園教諭：週3日勤務）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. 家庭児童相談の実施

18歳未満の児童と家庭（妊産婦も含む）を対象に、子育てに関する様々な悩みや問題の相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら、それぞれの児童と家庭に合わせ、きめ細やかな支援を継続的に実施します。※R3.4.1「佐倉市子ども家庭総合支援拠点」を設置

2. 児童虐待防止研修の実施

児童虐待防止啓発活動として、民生委員・児童委員や関係機関職員等を対象とした研修を実施します。

3. 養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、保健師・保育士による訪問支援および家事・育児支援ヘルパー等の派遣を実施します。

4. 関係機関との連携強化

児童虐待防止ネットワーク会議を実施し、関係機関にて要支援児童に関する情報共有を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

教育委員会指導課 いじめ・不登校について

(1) いじめ問題と対応について

「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を作成し、「いじめを起こさせないための未然防止策」、「いじめを発見したときの早期対応策」、「重大事態への対処」の3つの視点に立って具体的な方針が示されています。学校、保護者、地域が協力し、いじめのない学校づくりに取り組んでいるところです。

【具体的な取り組み】

①いじめ月例調査

- ・各学校はいじめに関する状況を毎月、指導課に報告し、指導課は市全体のいじめの状況や態様を把握しています。早期に発見して速やかに対応することにより、大きな事案になる前の対処を目指すとともに、解消率を上げるよう努めています。
- ・令和3年度はいじめの認知件数は、小学校3,78件、中学校160件、合計538件で、前年度から17件の増加となっています。増加した理由は、小さなトラブルも積極的にいじめとして捉えており、各学校が解消に向けて取り組んでいます。

②教育相談週間・いじめアンケートの実施

- ・学校は、児童生徒がいじめ問題を含めた様々な悩みに対して相談しやすい環境を整えています。また、いじめのアンケートや日頃の児童生徒の様子を把握することにより、いじめの早期発見に努めています。
- ・緊急性のあるものについては、指導主事が学校を訪問し、実態把握や対応について指導・支援を行います。ケースによっては、直接、児童生徒への聞き取り等を行い、必要に応じて関係機関と連携し、被害児童生徒及び保護者の心情に寄り添いながら、きめ細やかに対応しています。

③「佐倉市いじめ防止子どもサミット」の開催

- ・夏休みに、各小中学校の代表児童生徒を集め、話し合いを行い、子供たちの目線によるいじめ防止対策を打ち立てます。代表生徒は、本サミットで学んだ内容を学校で発表するなど、各校の実態に照らした活動に取り組み、児童生徒によるいじめ防止対策を実行します。

④学校支援アドバイザーの巡回

- ・各学校のいじめ問題や生徒指導諸問題に対する助言や支援をするため、5名の学校支援アドバイザーが市内34校を巡回しています。

(2) 不登校児童生徒の対応について

「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

【具体的な取り組み】

①長欠状況調査

- ・学校は、不登校について長期欠席状況とともに不登校の状況を報告し、市教委は状況や態様を把握しています。
- ・令和3年度は、小学校115人、中学校249人、合計364人であり、前年度より小学校で50人増、中学校で91人増となっています。

②対応

- ・月例報告をもとに教育センター指導主事や学校教育相談員が学校訪問や面接相談を行い、個別の支援について協議しながら対応に当たっています。
- ・各学校では、日頃より児童生徒との信頼関係づくりに積極的に努め、欠席が3日以上続いたら家庭訪問を実施する等、きめ細やかに対応することで、不登校の減少に向けて取り組んでいます。また、こども家庭課と連携し、長期にわたって登校していない児童生徒については定期的に家庭訪問を行い、目視による確認を行うよう努めています。
- ・登校を希望しない児童生徒については、様々な学習形態が認められるため、オンライン授業や学習プリントを配付・回収する等による学習支援を行っています。

令和4年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉警察署 会員数(団体の場合) 名

月 日	活 動 内 容	場 所
	年間を通じた ・不審者対応訓練 ・非行防止教室 ・防犯講和 ・ネット安全教室 ・薬物乱用防止教室 の実施	

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日: 令和4年7月15日(金)まで

令和4年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	5月13日(金)	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会及び第1回会議	10:00 ~ 11:30	富里市中央公民館
2	7月14日(木)	令和4年度 千葉県社会教育委員連絡協議会 代議員会	13:30~16:30	千葉県 総合教育センター
3	7月29日(金)	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会事前打合せ会議	調整中	四街道市
4	9月10日(土)	令和4年度 印旛郡市社会教育振興大会	13:15~16:05	四街道市文化センター
5	9月	第1回佐倉市社会教育委員会議	調整中	夢咲くら館 (佐倉市新町)
6	10月20日(木)	千葉県社会教育振興大会	調整中	千葉県 総合教育センター
7	1~2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
8	3月	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	富里市
9	未定	印旛郡市社会教育委員研修会	未定	未定

令和4年度 事業・活動計画書

団 体 名 佐倉市民生委員・児童委員協議会 構成人数 207人

年月日	活動内容	場 所
4年4月4日	民生委員・児童委員委嘱状交付式	佐倉市役所1号館 3階応接室
4年5月24日	令和4年度佐倉市民生委員・児童委員協議会総会	書面表決にて 実施
4年9月6日	第20回千葉県民生委員・児童委員大会	千葉県文化会館
4年10月19日 及び20日	第91回全国民生委員・児童委員大会	名古屋国際会議場（予定）
4年12月1日	佐倉市民生委員・児童委員委嘱状交付式	中央公民館
毎月1回	地区会長会議	佐倉市役所内 各会議室
毎月1回	各地区定例会	各地区（7ヶ所）

令和4年度 保護司会佐倉市分会活動方針

保護司会佐倉市分会の活動は、千葉保護観察所(別表:令和3年8月2日付け)で通知された「新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた対応方針について(保護司用)」を参考に佐倉地区保護司会の事業計画を踏まえ行政機関や関係団体と連携し実施することとします。

1 会議の開催

- (1) 総会の開催(通常総会1回)
- (2) 理事会(役員会)の開催(随時)
- (3) 更生保護女性会との連携会議の開催(2回程度)

2 犯罪予防活動の推進

(1) “社会を明るくする運動” 関連事業の推進

- ア 社会を明るくする運動推進委員会への出席(2回程度)※
- イ 街頭啓発活動等への協力(7月)※
- ウ ミニ集会活動(小中学校等で開催)※
- エ 社明啓発ポスターの掲示(6月下旬)※

(2) 青少年健全育成活動への協力

(3) 環境浄化活動への協力

「住みよい地域づくり住民活動」への参加・協力

- (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止キャンペーン等参加・協力※
- (5) 再犯防止法及び推進計画に関する事業への協力
- (6) 更生保護相談

更生保護サポートセンターで毎週火・水曜日と金曜日の午前中に開催

3 処遇支援活動の推進

(1) 社会資源開拓活動の推進

- ア 市内小中学校・警察署との会議等を通して連携を図る
- イ 市内各種団体との連携を図る

(2) 更生保護施設の処遇活動に対する協力

施設の活動資金の援助・の支援等

4 各種研修の実施・協力

- (1) 保護観察所の行う研修への参加
- (2) 自主研修及び視察研修の実施

5 保護司会連合会等との連携及び更生保護大会への参加

6 会員相互の親睦及び慶弔規定に基づく会員の慶弔

7 広報活動 広報紙等への活動や事業概要の掲載

8 佐倉地区更生保護サポートセンターの運営充実

9 新任保護司の発掘

(※) ※は保護司法第8条の2に規定する保護司会の活動です。

令和4年度 保護司会佐倉市分会事業計画

月	日	事業	参加予定人員	実施場所
4	6	令和3年度監査	3名	議会棟参与室
	20	令和4年度役員会	8名	佐倉市役所
	22	市更生保護女性会4年度総会に出席※	3名	佐倉市役所
	27	令和4年度総会	21名	佐倉市役所
5		県「社明」推進委員会会議出席※	1名	千葉県庁
	6	佐倉地区保護司会監査及び理事会	7名	四街道市役所
	11	佐倉地区4年度総会	21名	ミレニアムセンター
		第1期地区保護司会定期研修	21名	〃
	31	佐倉市「社明」推進委員会出席※	3名	佐倉市役所
6	上~下旬	佐倉市内中学校連絡協議会出席※	21名	佐倉市内中学校
7	1	第71回「社明運動」強調月間	一	佐倉市全域
	1	「社明」街頭広報活動(意識啓発PR)	21名	市内JR、京成駅頭
	10	青少年非行防止相談会※	2名	佐倉市役所
	11	「社明」講演(Web方式)※ 講師 元保護司 中澤照子氏	21名	
	下旬	佐倉市「社明」実施結果検討会※	3名	佐倉市役所
8	上~下旬	佐倉市内盆踊り会場周辺防犯パトロール※	21名	佐倉市内
	下旬	関係行政機関との連絡協議会※	〃	〃
		第2期地区保護司会定期研修	〃	四街道市
9	下旬	保護司県内矯正施設等視察研修	〃	
	下旬	保護司・更女合同役員会※	8名	佐倉市役所
10	下旬	佐倉市「社明」推進委員会・保護司会・更生保護女性会、県外矯正施設等視察研修	21名	
	~11月	市内中学校ミニ集会等に参加※	21名	市内中学校
11	14	第65回千葉県更生保護大会	21名	
	中旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	21名	
		第3期地区保護司会定期研修	21名	酒々井町
12	中旬	保護観察所主任官との特別研修	21名	佐倉市役所
	中旬	千葉県婦性会(代表者定例訪問)	1名	千葉県婦性会
1	上旬	佐倉市更女新年研修会に出席※	3名	佐倉市内
2	中旬	第二回「社明」佐倉市推進委員会出席※	3名	〃
		第四期地区保護司定期研修	21名	四街道市役所
3	中旬	保護司・更女合同役員会※	11名	佐倉市内
	中旬	分会年度末自主研修	21名	〃
年間随時		佐倉市ミニ集会助言活動参加※	21名	佐倉市内各地
		佐倉市住民福祉懇談会出席※	各1~2名	〃
		中学校との連携活動実施※	各1~2名	市内中学校
		防犯パトロール参加※	21名	佐倉市内各地
		分会役員会(連絡調整会議)	4~8名	佐倉市役所
		協力雇用主開拓	4~5名	佐倉市内
		地区保護司会各専門部会会議	3~12名	佐倉市、四街道市、酒々井町

※印は、保護司法第8条の2に規定する保護司活動計画

令和4年4月27日 提出
保護司会佐倉市分会
会長 石渡康郎

令和4年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会 会員数 37, 397 (R3.3.31現在)

月 日	活 動 内 容	場 所
通年	地区社会福祉協議会活動（世代間交流事業、各種スポーツ大会、親子のサロン活動など）を通じて、青少年の健全育成を図る。	市内全域
第2水曜日 第3土曜日 第2土曜日 第4水曜日	障がい児と健常児のふれあいの場、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館する。	西部地域福祉センター 南部地域福祉センター
通年	ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じ、活動の推進を図る。	ボランティアセンター
年一回	交通遺児激励見舞金・勉学奨励金の交付	
通年	学校とボランティアグループや地区社協、当事者団体、社会福祉施設などが連携し、ボランティア体験や福祉教育に取り組み、地域社会の一員としての役割と自己実現を支援する。	
10～12月	共同募金運動への参加を呼びかけ、街頭募金活動などを通じて、助け合いの気持ちを育てる。	市内学校、地域
通年	奨学福祉事業（奨学生の募集、奨学金の給付、奨学生の研修）を通じて次代を担う大学生の学びを支援し、人材の育成を図る。	
通年	生活困窮世帯子ども支援事業 経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つ為に必要な資金を交付し自立を援助する。 学習支援活動 生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮世帯に属する児童・生徒に対し、学生や市民のボランティアによる学習支援活動を行う。 こども食堂活動支援 市内のこども食堂活動について、ネットワーク組織（さくらあったか食堂ネットワーク）を作り、子どもを真ん中にして課題の共有と普及啓発活動に取り組む。	

令和4年度 事業・活動計画書

団体・機関名

佐倉市立佐倉東小学校

会員数 (団体の場合)

196名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週水曜日	人権・生徒指導会議(いじめ問題・問題行動・虐待)	佐倉東小学校
毎月1回	職員会議(ケース会議:支援が必要な児童についての共通理解及び情報の共有)	佐倉東小学校
年3回	ちばトレ (防犯教室:低・中・高学年で実施)	佐倉東小学校
年3回	地区児童会(登校・下校班の確認及び交通安全指導)	佐倉東小学校
年2回	スクールガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校
毎月1回	佐倉地区青少年住民育成会議夜間パトロール	JR・京成佐倉 駅付近
年5回	歌声交換会(2学年→体育館で発表、他の学年は教室でリモート鑑賞)	佐倉東小学校
年3回	佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会(未定)	未定
年4回	佐倉市生徒指導担当者会議	草ぶえの丘他
年3回	教育相談(3週間で実施)	佐倉東小学校
年2回	児童集会(人権集会:いじめゼロ宣言)→今年度は6月に体育館で実施	佐倉東小学校
年7回	なかよしタイム(縦割り活動)→校庭(雨天時:教室で実施)	佐倉東小学校
年2回	QU検査(1年生は後期のみ)	佐倉東小学校
年3回	ふれあい給食→今年度は中止	佐倉東小学校
年2回	民生委員・児童委員学校訪問会議→前期分6月に実施	佐倉東小学校
7月	千成祭礼神輿教室(講話・実技)→今年度検討中	佐倉東小学校
8月19日	校内人権研修会(東中学区3校合同人権研修会)	佐倉東中学校

令和4年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校 会員数(団体の場合) 264名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週金曜日	・生徒指導会議で各学年の様子について担当者で情報交換及び対策の検討を行う。	校長室
毎月1回	・職員会議において、各学年の問題行動・長欠生徒の様子について職員全体で情報共有を行う。	職員室
毎月1回	・校外パトロールに参加(青少年育成連絡協議会)	学区
5月9日～ 13日	・第1回教育相談	各教室
5月27日	・生徒総会「さしみ宣言」に署名 いじめを「させないしない・みのがさない」	各教室 (リモートで実施)
7月 日 日	・千成祭りパトロール	千成地区
8月19日	・人権講話会	図書室
10月 日 ～ 日	・佐倉の秋祭りパトロール 大蛇秋祭りパトロール	佐倉地区 大蛇地区
12月 1日	・人権集会	体育館 各教室
1月24日～ 1月27日	・第2回教育相談	各教室

令和4年度 事業・活動計画書

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
4月19日	第1回高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月25日	第1回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
6月 7日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会	千葉県教育会館
7月 5日	第2回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
9月 7日	第3回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
9月27日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月11日	第4回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田空港ビジネス 専門学校
12月 7日	第5回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉高校
3月10日	第6回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校

令和4年度 事業・活動計画書

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

生徒数 【全日制】700名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月19日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月25日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田西陵高校
6月 7日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会）	県教育会館
7月 5日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
9月 7日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
9月27日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月11日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田空港ビジネス専門学校
10月12日	佐倉市内4高校PTA合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
12月 7日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉高校
12月 中旬	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
3月10日	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校

令和4年度佐倉市青少年相談員連絡協議会事業・活動計画書

団体名 佐倉市青少年相談員連絡協議会
 構成人数 87人

活動テーマ 青少年の健全育成活動を通してのまちづくり
～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～

活動方針 地域の教育力の担い手として
 1 青少年健全育成活動の推進
 2 身近な地域での活動の充実
 3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	対象・参加者
4月17日	定期総会	中央公民館	青少年相談員
6月12日	印旛地区青少年相談員 基本・課題研修会	印旛合同庁舎	青少年相談員
7月24日	ソフトドッジボール大会 (中止)	佐倉市民体育館	小学校4～6年生 30チーム 約240名予定
9月24日	印旛地区少年の日 ・地域のつどい大会	印西市松山下公園 アリーナ	小学校4～6年生 佐倉市から2チーム約12名予定
10月23日	青少年相談員研修会	未定	青少年相談員
11月20日	なぞときアドベンチャー	佐倉城址公園	小学生約100人程度
11月～2月	たこ作り大作戦	各家庭による実施	小学生約300人程度
1月22日	たこあげ大会	小出義雄記念 陸上競技場	幼児～大人 250人
年2回	青少年相談員トピックス発行		全児童・生徒



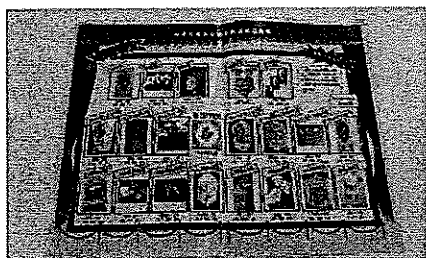
ソフトドッジボール大会

佐倉市民体育館を会場に佐倉市独自の王様ルールで6ブロックに分かれてリーグ戦で対戦します。本年度は、3年ぶりに、市内の小学校4年生～6年生を対象に1チーム6～8人の30チームを募集しましたが、感染症拡大のため中止となりました。

なぞときアドベンチャー

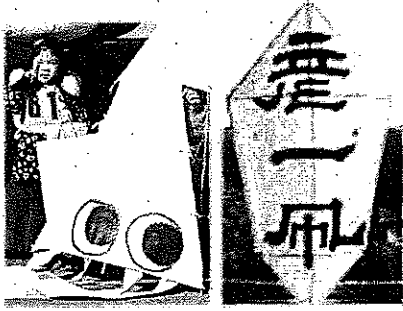
佐倉城址公園を会場に、チームで地図で示したポイントをめぐる、佐倉市にちなんだクイズやなぞとき、簡単なゲームをします。

獲得した点数に応じて、ランキング認定して、認定書を交付します。



たこ作り大作戦

たこ作りキットを配付し、青少年相談員が作成した動画や作り方を参考に各家庭で凧を作り、できた凧の写真を送ってもらいます。よくできた独自性のある凧を表彰します。



たこあげ大会

岩名陸上競技場を会場に老若男女が持参した凧をあげます。

高く上がった凧やユニークな凧には賞品がでます。

たこあげ大会に向けて、各小学校区でたこづくり講習会を行っている地区もあります。

広報啓発活動

- ・年2回のトピックスの発行
- ・ホームページでの活動紹介
- ・マスコットキャラクター「ちゅんさく君」の周知と活用の促進
- ・市内小・中学校の訪問

(これまでの実績と本年度の予定)

2017年度…全ての小学校を訪問

2018年度…全ての小・中学校を訪問

2019年度…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問できなかった学校あり

2020年度～新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問は控える

地区活動

上記のほか、市内8地区（佐倉・北志津・南志津・白井・千代田・根郷・和田・弥富）で、趣向を凝らした地区活動を実施しています。

令和4年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6月	1 覚醒剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン (中止)	京成佐倉駅前
12月	・薬物乱用防止の街頭キャンペーン (未定)	
5～6月	2 不正大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問 ・精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等が心や精神障害等の相談に応ずる	電話・面接 当センター
未定	4 思春期保健事業 ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会 (未定)	当センター
通年 奇数月第3金曜 偶数月第3金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表 (一般向け) をHPに掲載 ・遺族向け対面相談 (6回・千葉いのちの電話) ・わかちあいの会ひだまり (6回・千葉いのちの電話)	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日9:00～17:00 ・面接相談：火曜日 (予約制)	当センター
未定	7 エイズ (後天性免疫不全症候群) 対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会	京成佐倉駅前 管内学校

令和4年度 事業・活動計画書

団体・機関名 成田公共職業安定所

月 日	活動内容	場所
5月	●学卒求人説明会 企業に対する求人申込ルール、採用選考ルール等の説明	成田国際文化会館
6月	●高等学校と企業との就職情報交換会 進路指導担当教諭と企業担当者の面談及び企業による生徒への説明会	成田国際文化会館
要請都度	●高等学校生徒に対する職業講話 ①就職活動の考え方②社会の動き③就職への準備 ④就職活動で大切なこと④ハローワーク成田とは	各学校
要請都度	●高等学校生徒に対する模擬面接等 ①面接に向けて②グループ面接練習③個別面接練習 ④志望動機（履歴書）セミナー⑤履歴書作成支援	各学校
要請都度	●個別面接練習	各学校（HWでも可）
要請都度	●労働法セミナー（就職内定者等向け） ①労働法全般②給与③労働時間④休日など	各学校
12月	●高校生の冬期就職相談週間 主に未内定者に対し、一人一人の希望に応じた求人企業の検索、履歴書作成支援、面接に向けてのアドバイス等	ハローワーク
2月	●高等学校職業指導連絡会議（※中止の場合資料送付） ハローワークからの連絡事項（次年度の業務計画等含む）の共有及び各種支援策の案内等	成田市からべ 公民館

新規学校卒業者の採用選考開始時期等の取決め

成田公共職業安定所

中 学 校	<p>○公共職業安定所にて求人受付開始</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 * 安定所より管内（成田市・佐倉市・印西市・富里市・印旛郡・山武郡のうち芝山町）の各中学校（就職希望者のいる）へ連絡。</p> <p>○学校推薦・選考開始 * 学校から、安定所経由で、応募者の「紹介状・全国統一応募書類」を事業主へ送付。</p> <p>○採用内定開始 * 応募者へ選考結果の連絡。 * 安定所へ採否通知書にて採否の連絡。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>※ 採否通知書……紹介状（3枚複写）の2枚目、3枚目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2枚目…事業所管轄安定所へ送付 ・ 3枚目…応募者の学校管轄安定所へ送付 </div>	<p>6月 1日～</p> <p>7月 1日～</p> <p>1月 1日～</p> <p>1月 1日～</p>
高 等 学 校	<p>○公共職業安定所にて求人受付開始 * 安定所の受理印の無い求人票での求人活動は不可。</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 * 事業主より各学校へ連絡 * 安定所の管外の学校に連絡する場合、当該学校の管轄安定所に連絡する必要はない。</p> <p>○学校推薦開始 * 学校から、応募者の「全国統一応募書類」（履歴書・調査書）を送付。 * 学校からの応募書類の到着は、9月5日以降となるように。</p> <p>○選考開始（生徒の応募は1人1社まで）</p> <p>○採用内定開始 * 選考結果は原則1週間以内に決定し、応募者及び学校あてに通知する。</p> <p>○1人原則2社まで複数応募が可能 * 千葉県高等学校就職問題検討会議の申し合わせによる。</p>	<p>6月 1日～</p> <p>7月 1日～</p> <p>9月 5日～</p> <p>9月16日～</p> <p>9月16日～</p> <p>10月 1日～</p>
専 門 ・ 短 大 ・ 大 学 等	<p>○安定所における求人受付開始</p> <p>○安定所における求人票の開示開始</p> <p>○選考開始</p> <p>○採用（正式）内定開始</p>	<p>2月 1日～</p> <p>4月 1日～</p> <p>6月 1日～</p> <p>10月 1日～</p>

令和4年3月新規学校卒業者の進路状況

安定所名 成 田

令和4年3月末現在

進路別	中学校		高等学校		専修学校		高等専門学校		短期大学		大学					
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女				
1 卒業者総数	4386	2246	2140	3014	1624	1390	560	365	195	160	7	153	783	349	434	
2 進学者数	4357	2233	2124	1661	903	758	134	127	7	1	0	1	69	37	32	
3 就職者数	計	2	2	0	345	208	137	370	206	164	154	7	147	552	230	322
	県内	2	2	0	300	175	125	231	139	92	132	7	125	231	66	165
	県外	0	0	0	45	33	12	139	67	72	22	0	22	321	164	157
4 3のうち学校 (安定所)の 紹介によるもの	計	0	0	0	261	150	111									
	県内	0	0	0	241	135	106									
	県外	0	0	0	20	15	5									
5 公共職業訓練校入校者数	0	0	0	9	8	1										
6 専修・各種学校入校者数	2	2	0	712	322	390										
7 家事・家業・その他	25	9	16	287	183	104										

令和5年3月高等学校卒業予定者の求職動向調査結果

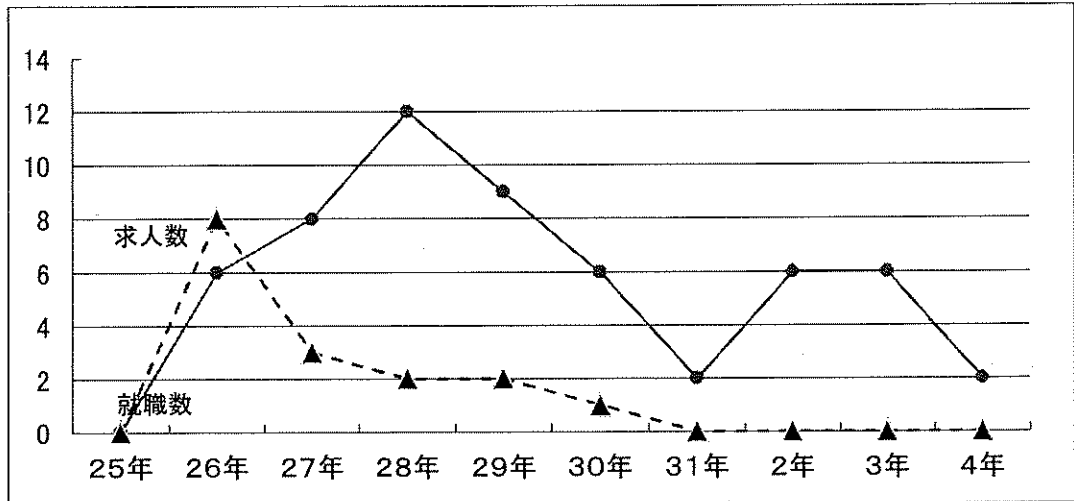
成田公共職業安定所

	6-5の職業群別の内訳					3のうち 学校又は 安定所による 紹介による 就職希望者	4のうち その他 (未定を含む)	5のうち 1のうち 就職希望者数	2のうち 進学希望者数	1 卒業 予定者数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
	管理的・ 職業	専門的・ 技術的・ 職業	事務的 職業	販売の 職業	サービスの 職業																		
計	2954 (101)	2477	377 (39)	100	282 (39)	23	48	39	2	11	23	48	39	2	6	45	12	8	7	1	78		
男	1532 (70)	1223	246 (24)	63	172 (24)	6	24	17	1	8	6	24	17	1	5	34	11	8	5	0	52		
女	1422 (31)	1254	131 (15)	37	110 (15)	17	24	22	1	3	17	24	22	1	1	11	1	0	2	1	26		
計					6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2		
男					4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
女					2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1		
東京都																							

- 注 1. 1欄、3欄、5欄の()は、障害者数(うち数)を計上すること。
 2. 2欄から5欄の各項目において複数の希望を有する者については、第1希望のものを計上する。ただし、県外就職希望者は県外就職を第2希望とする者も含め計上すること。
 3. 2欄から4欄の合計は1欄に一致し、6の(1)欄から(7)欄の合計は6欄に一致すること。
 4. 3欄には、自営、縁故就職、公務員への応募等学校又は安定所による紹介によらない就職を希望するものも含め計上すること。
 5. 4欄には、希望進路が未定な者のほか、家事手伝い等無業となる者を計上すること。
 6. 「主な県外就職希望都道府県名又は地域名」の欄には、当該学校の県外就職希望者が比較的多い等、学校として求人情報の提供を希望する都道府県名、地域名を記入すること。

新規学校卒業者の求人及び就職者の推移(各年3月末現在) (成田所管内)

(中学校)

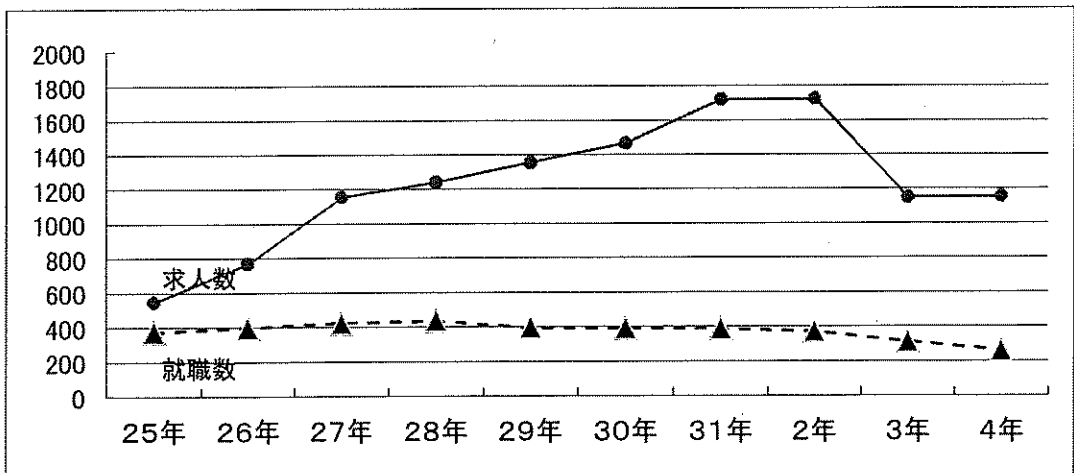


(平成)

(令和)

項目	年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年
求人数		0	6	8	12	9	6	2	6	6	2
就職数		0	8	3	2	2	1	0	0	0	0

(高等学校)



(平成)

(令和)

項目	年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年
求人数		545	768	1,155	1,241	1,354	1,466	1,719	1,724	1,148	1,154
就職数		372	396	422	434	394	389	387	370	311	261

令和4年度 事業計画

団体名 少年警察ボランティア

構成人数 16名

重点目標 青少年の防犯活動

目的 少年の非行防止と健全育成

事業効果

年月日	活動内容	場 所	青少年募集数	主催共催等
毎月第3 土曜日	街頭防犯活動 見回り	JR佐倉駅周辺 JP八街駅周辺 京成ユカリヶ丘駅 酒々井町周辺		
10月13日	少年指導委員 研修会	三レニアセナ 佐倉		

令和4年度 事業・活動計画書

佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和57年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内7地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

主な活動

月 日	事業名	実施場所
7月上旬	社会を明るくする運動街頭啓発	中止
7月16日	社会を明るくする運動 Web 講演会	オンライン
9月10日	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	千葉県教育会館
1月9日	佐倉市成人式	佐倉市民音楽ホール
2月	千葉県青少年育成フォーラム	千葉市内
3月下旬	役員会	佐倉市役所

【主な活動の紹介】

畑の学校（6月～11月まで10回）

子どもたちの自然体験が少なくなる中で、農作業を通じ自然や環境を大切にする気持ちや食の大切さを学んで、子どもたちの豊かな感性を育もうとする事業です。

栽培している農作物は、ジャガイモ、サツマイモ、落花生等で、30組の親子が参加しています。



各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間に実施しています。また、志津地区では、有害図書の販売や深夜営業の店舗をパトロールすることにより、青少年の健全な育成に役立っています。



令和4年度佐倉市体育協会事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	対象
3	5	土	春季少年野球大会(3/27迄 6日間)	長嶋記念球場他	小学生
4	17	日	市民ソフトボール大会【予備日4/24】	長嶋記念球場他	一般
	18	月	市民ゴルフ大会	麻倉ゴルフ倶楽部	一般
	21	木	佐倉市体育協会第1回理事会	社会福祉センター3階	体協理事
5	1	日	春季市民野球大会(7/3迄 12日間)	長嶋記念球場他	一般
	3	火	佐倉市長杯中学生レスリング選手権大会	佐倉市民体育館	中学生
	15	日	市民インディアカ大会	佐倉市民体育館	一般
			市民テニス大会(5/22迄 2日間)【予備日5/29,6/5】	岩名テニスコート他	一般
	20	金	令和3年度佐倉市体育協会表彰式並びに佐倉市体育協会総会	社会福祉センター3階	体協理事他
28	土	市民ソフトテニス大会【予備日7/18】	岩名テニスコート	高・一般	
6	11	土	市民剣道大会	佐倉市民体育館	中・高・一般
			市民弓道大会【6/12迄】	佐倉市民体育館	高・一般
	12	日	市民卓球大会	佐倉市民体育館	一般
	19	日	市民バレーボール大会	佐倉市民体育館	高・一般
	26	日	市民バドミントン大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
8	6	土	市民バスケットボール大会(8/7迄 2日間)	佐倉市民体育館	高・一般
	27	土	佐倉市近隣柔道大会	佐倉市民体育館	中学生
9	17	土	太極拳 無料講習会	佐倉市民体育館	一般
	18	日	佐倉市少年サッカー選手権大会(9/19迄)【予備日9/23】	岩名球技場他	小学生
10	1	土	市民サッカー大会【10/23迄】	岩名球技場	一般
	8	土	市民空手道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	15	土	佐倉市子ども相撲大会【予備日10/16】	岩名相撲場	小学生
11	13	日	市民バウンドテニス大会	佐倉市民体育館	一般
	19	土	佐倉市陸上競技選手権大会(11/20迄)	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
			佐倉市体育協会第2回理事会		理事
			市民スキー		小学生～一般
			市民ボウリング大会		一般

千葉県・印旛郡体育協会主催事業

7	2	土	第73回印旛郡市民体育大会総合開会式	四街道市	高・一般
	3	日	第73回印旛郡市民体育大会(～7/17迄)	郡内各会場	高・一般
8	27	土	第73回印旛郡市民体育大会総合閉会式	四街道市	高・一般
			第72回千葉県民体育大会団結式	四街道市	高・一般
				第72回千葉県民体育大会夏季大会	
			第72回千葉県民体育大会秋季大会		高・一般
12	4or11	日	第92回印旛郡市駅伝競走大会	小出義雄記念陸上競技場	高・一般
3			第73回千葉県民体育大会冬季大会(スキー)		高・一般

後援・協力行事

			わんぱく相撲佐倉場所	岩名相撲場	小学生
10	10	月	さくらスポーツフェスティバル	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
11	23	火	第69回佐倉市制記念駅伝競走大会	小出義雄記念陸上競技場	中学生～一般
			トップアスリート教室		
3	26	日	第40回佐倉マラソン	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般

令和4年度佐倉市スポーツ推進委員事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	備考
4	9	土	委嘱状交付式及び第1回会議	佐倉市役所	
5	未定		第2回会議(ニュースポーツまつり 他)	佐倉市役所	
6	25	土	ニュースポーツまつり	市民体育館	
8	未定		第3回会議(さくらスポーツフェスティバル)	佐倉市役所	
10	10	月	さくらスポーツフェスティバル	岩名運動公園	
			第4回会議(冬期事業について)		
12	18	日	佐倉市スポーツ推進委員冬期事業	市民体育館	
3	26	日	第40回佐倉マラソン	岩名運動公園	

令和4年度東印旛地区スポーツ推進委員事業計画(予定)

月	日	曜日	事業名	会場	備考
5	19	木	県連合会 第1回理事会	県総合SC	
	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会第1回理事会・総会	成田市役所	
6	3	金	関東スポーツ推進委員研究大会	神奈川県 横浜市 神奈川県民ホール	
	16	土	県連合 第1回企画部会・指導部会	県総合SC	
	17	日	県連合 第1回研究部会・女性部会	県総合SC	
7	2	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県総合SC	
8	2	金	県連合会 第2回理事会・第1回関東準備委員会	ホテルポートプラザちば	
	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会第2回理事会	成田市役所	
9	11	日	県連合会 拡大女性部交流会	県総合SC	
10	20	木	県連合会 第2回企画部会・研究部会	県総合SC	
11	17	木	第63回全国スポーツ推進委員研究大会(～18日)	滋賀県 草津市 YMITアリーナ 他	
1	12	木	県連合会 第2回女性部会・指導部会	県総合SC	
	22	日	第38回千葉県スポーツ推進委員研究大会	市川市文化会館	
	28	土	千葉県スポーツ推進委員研修会—学びと集い2022—	県総合SC	
2	18	土	東印旛地区スポーツレクリエーション祭	富里市	
			東印旛地区スポーツ推進委員連合会全体研修会		
3	2	木	県連合会 第3回理事会・第2回関東準備委員会	県総合SC	
	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第3回理事会	成田市役所	

令和4年度 白井中学校執行部活動

日時	活動内容
3月29日	午前、会計監査
3月30日	離任式（校長室）、総会資料製本
4月7日	入学式後、1年生役員決め
4月14日	2, 3年生保護者会、2, 3年生役員決め
4月18日	PTA総会バレーボール部発会式
4月27日	PTA会費集計、PTA総会
5月10日	第1回理事評議会、新旧引継ぎ委員会
5月14日	市P連 定期総会
6月1日	市P連 第1回運営委員会
6月9日	市P連 バレーボール大会
6月28日	選考委員会発会式

*毎月1回パトロール参加

令和4年度 事業・活動計画書

団体・機関名：佐倉人権擁護委員協議会

会員数：14名

月 日	活動内容	場所
令和4年 4月21日	令和4年度第一部会総会	佐倉市志津コミュニティーセンター
5月20日	令和4年度佐倉市人権擁護委員協議会総会	佐倉市ウィッシュトンホテル・ユーカーリ
6月1日	第1回役員会 ・「人権擁護委員の日」研修会について	八街市総合福祉センター
7月1日	第1回研修会 ・LGBTQを通じて考える ・性の多様性x共生社会	佐倉市志津コミュニティーセンター
8月	第2回役員会 ・第2回研修会について ・人権週間について	八街市
12月19日	第2回研修会及び人権週間啓発活動に関する反省会	八街市総合福祉センター
令和5年 2月	第3回役員会 ・令和5年度総会について	八街市
4月	会計監査	八街市

《佐倉市小学生人権標語コンテスト》

市内23小学校（5、6年生対象）より応募のあった標語より最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞23点を選出する。

《人権相談》

「佐倉市法律相談・人権・行政相談」月3回開催（要予約、弁護士の同席あり）

場所：ミレニアムセンター・志津コミュニティーセンター

夏休み中の学童保育所にての人権教室が今年は6か所にて開催される。

令和4年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市民生委員・児童委員協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
① 世帯の困窮などで食事・学ぶ機会が 少ない子供が増加している
② ヤングケアラーの実態
上記の課題を解決するための提言
① 地域食堂・子供食堂の新設(地区社協と連携 して)
② 学校と連携を取って調査

提出日：令和4年7月15日（金）まで

青少年や青少年たちを取り巻く環境で課題と感ずること

本会が実施している学習支援では、6団体が主に公民館等公共施設を会場として活動しています。令和3年度は、小・中・高生延べ2,519名の参加者と2,133名のボランティア（内学生ボランティア84名）が活動しました。最近では、両親が外国籍の児童生徒への日本語支援や中学3年生の受験生への支援など学習支援に対するニーズが広がってきている他、学校の先生が児童生徒の様子を見にこられると、児童生徒がモチベーションも上がり勉強に励んでいます。反面で、公共施設の会場確保ができなく十分な学習支援活動が行えない状況があり、学習支援を必要とする児童生徒が行き場がなくなる時もあり、学習支援活動と学習支援を必要とする児童生徒にとって大きな課題となっています。

また、生活困窮者支援で、親が精神的な病等で働くことができない世帯では、経済的に困窮する上に子どもは親を介護するために通学や進学ができないできなかったり、アルバイト代をすべて家計に入れているヤングケアラーの問題に直面することが増えています。

上記の課題を解決するための提言

学習支援では、公民館等の公共施設に学習支援活動を必要とする児童生徒の環境と、そこへ関わる地域住民の想いと活動へご理解いただき、施設利用に対する配慮を頂きたいと思えます。また、公共施設以外でも、子どもたちが学習できる場所の提供をお願いします。

ヤングケアラーの問題では、生活困窮者支援において子どもの権利擁護に特化して行政各課の連携と長期的な支援の体制が重要だと考えます。合わせて世帯が孤立せず子どもが地域から見守り声掛けてもらえる環境をつくっていくことが重要だと考えます。

令和4年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- ・本校では、問題行動に対し早期発見・早期解決を心がけ対応にあたっている。その結果、今のところ大きな問題は発生していないが、1件他の学校と関係する事例が発生した。そのような時、関係学校及び市の機関といかに連携をとるかが課題である。また、本校の特徴として、家庭環境の変化・乱れにより子どもに大きく影響を与え、不登校につながるようなケースも多い。そのため、民生委員や地域との連携をいかに密に図っていくかが大きな課題である。

上記の課題を解決するための提言

- ・各機関や地域との連携をいかに図っていくか、様々な意見を参考にしたい。

提出日：令和4年7月15日（金）まで

令和4年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

以前であれば、服装の変化や住居の変化が見えやすかったが SNS やスマホの普及により、目に見えない中でのトラブルが発生しやすいため、発見しづらい状況であり、この2年間以上マスクをしていて、本来の素顔を見る機会が非常に少ない中、この問題の発見しづらい状況が続いている。又、不登校児童生徒の家庭の様子も把握しづらい状況である。

上記の課題を解決するための提言 (提言を行うには、お母さんや学校が取り組む必要がある)

SNSの問題については、その危険性についてスマホ不安全教室や折に触れての啓発活動や教育相談活動を継続的に行ってほしい。マスクについては、夏は熱中症対策を考慮して、しゃべりやすいように積極的にマスクをはずして、顔の見える関係をつくってほしい。

・不登校生徒の対応は、家庭訪問をして、その困り感を把握し、市のこども家庭課や福祉の関係機関と連携して、改善に向けて取り組むための地道な活動が大切であると思う。

提出日：令和4年7月15日(金)まで

学校では、担任と生徒、家庭との人間関係を大切にするため、取り組んでいきたい。

青少年や青少年達を取巻く環境で課題と感じていること

他者との直接のコミュニケーションが苦手な生徒が増加しており、SNSを通じたコミュニケーションに頼っている生徒が多く見受けられ、人間関係をうまく保てないケースがみられる。SNSに安易な書き込みをしまい、トラブルになるケースも発生している。

上記の課題を解決するための提言

授業や行事を通して、様々なグループの中で意見交換する場面や協力して活動する状況を体験させる。また、部活動への加入を促し、同級生だけでなく、先輩後輩、他校の生徒、多くの先生との関りを持てる機会を増やす。

SNSの適切な使用については、LHRや集会を通じての指導の他、外部の専門家を講師とした講話を取り入れて、啓蒙する。

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
(1) SNS上での人間関係トラブル、性的被害の増加
(2) ゲーム依存による学習時間の減少
(3) コミュニケーション力の低下
(4) 他者との距離がうまく取れない者の増加
(5) コロナ禍の継続による家庭内外における潜在的諸問題の今後の発現
上記の課題を解決するための提言
(1) 情報教育や人権教育の充実
(2) 補習や進路指導、保健指導の体制の充実
(3) コミュニケーション能力を育てる授業の充実、教育相談の充実と SC の活用
(4) 教育相談の適宜実施と SC・SSW の有効活用
(5) 「新しい生活様式」を見据えた柔軟な対応と職員による共通理解と声かけ

令和4年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

団体名 印旛健康福祉センター

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- ・近年「ヤングケアラー」に関する全国各地での実態調査や条例の制定などの動きが見られている。
- ・ヤングケアラーについては「本人が自ら大人に相談をすることがない」ことや「家庭の問題」「家族だから」と見過ごしてしまうことも多いと言われている。
- ・ヤングケアラーを支援する機関、支援のための施策などが決定しているわけではなく、家庭の状況を把握しながらケースバイケースで多様なサービス、施策による支援を進める必要があり、ヤングケアラーを取り巻く大人たちの『連携』が必要不可欠である。

上記の課題を解決するための提言

- ・各部署においてヤングケアラーについての知識を深める。
- ・ヤングケアラーと思われる青少年を発見した場合に、関わっていた職員だけで解決しようとするのではなく、保健・医療・福祉・教育だけでない、幅広い分野の支援者で連携をして支援をする必要があることをお互いに認識しておく必要がある。
- ・本協議会の場において、勉強会を行うなどしてヤングケアラー問題があること、連携をして支援をしようという共通認識を持つことも大切である。

令和4年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名

佐倉市体育協会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

国(スポーツ庁)は、第一段階として土日祝日、第二段階として平日の「運動部活動の地域移行」を提言した。

しかし、民間側受手の準備が進んでいないと言えない。これを拙速に進めていけば青少年がスポーツに接する機会を奪う事になりかねないのではないかと。

上記の課題を解決するための提言

民間側受手に対する周知、担い手の確保等をしっかりと見極め移行する事が望ましい。

提出日：令和4年7月15日(金)まで

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

佐倉市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。